

令和7年度地球温暖化防止ポスター・標語・作文コンクール実施要領

1 趣 旨

地球温暖化は地球環境全体に影響を与える深刻な問題であり、第二次沼田市環境基本計画の中の基本方針の一つとしてもその防止を掲げ、地域での温室効果ガス対策を推進することとしています。

そこで、小中学校の児童・生徒及び一般（高校生以上）を対象に、この問題をテーマとして、「地球温暖化防止ポスター・標語・作文コンクール」を行い、作品の制作や応募のあった作品の展示等を通じ、市民への地球温暖化防止の啓発及び温室効果ガス対策の推進を図ることを目的として実施するものです。

2 主 催 沼田市

3 後 援 沼田市教育委員会

4 募集部門

ポスターの部

- ・小学校低学年の部
- ・小学校高学年の部
- ・中学校の部

標語の部

- ・小学校低学年の部
- ・小学校高学年の部
- ・中学校の部
- ・一般の部（高校生以上）

作文の部

- ・小学校高学年の部
- ・中学校の部

5 テ ー マ

「私にもできる地球温暖化防止対策」

《キーワード代表例》

カーボンニュートラル、ゼロカーボン、脱炭素、デコ活、節電、節水、省エネルギー、生活スタイルの見直し、緑のカーテン、徒歩や自転車の利用、公共交通機関の利用、エコドライブ、マイバッグの利用、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、食品ロスの削減など

6 作 品

■ポスター

小中学校の部共通事項

- 応募作品は自作であって、かつ、未発表のものに限る。
- 応募は、1人1点とする。
- 八つ切り（38 cm×27 cm）画用紙を規格とする。（厳守）
- 絵のみでなく、文字を入れること。
- 地球温暖化防止のために取り組んでいること、これから取り組もうと思っていることを内容とすること。
- 作品の裏面左側に、必要事項を記入した応募用紙（別添1）をのり付けする。
- 作品は学校単位で、応募者名簿（別添3）を同封の上、下記提出先に送付する。

■標語

（1）小中学校、一般の部共通事項

- 応募作品は自作であって、かつ、未発表のものに限る。
- 応募は、1人1点とする。
- 字数は30字以内とする。
- 地球温暖化防止のために心掛けたいこと、これから取り組もうと思っていることを内容とすること。

（2）小中学校の部個別事項

- 小中学校の部の地球温暖化防止標語応募用紙（別添2）を使用して応募する。
- 作品は学校単位で、応募者名簿（別添3）を同封の上、下記提出先に送付する。

（3）一般の部個別事項

- 地球温暖化防止標語応募用紙（別添4）に必要事項を記入の上、応募する。電子メールやFAX、ホームページからの応募も可とするが、その場合には、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、学校名・学年（※学生の場合）、応募作品を明記する。

■作文

小中学校の部共通事項

- 応募作品は自作であって、かつ、未発表のものに限る。
- 応募は、1人1点とする。
- 400字詰め原稿用紙2枚とする。
- 原稿用紙には1行目に題名、2行目に学校名と学年、名前を書き、3行目から本文を書き始めることとする。
- 地球温暖化防止のために取り組めること、取り組んでいること、考えたこと等を内容とすること。
- 原稿用紙及び必要事項を記入した応募用紙（別添5）をまとめて左上をホチキス留めする。
- 作品は学校単位で、応募者名簿（別添3）を同封の上、下記提出先に送付する。

7 提出先

〒378-8501 沼田市下之町888番地 沼田市役所 環境課環境保全係
電話 (23) 2111 内線3075
FAX (20) 1501
メールアドレス env_hozen@city.numata.lg.jp

8 応募締切 令和7年9月5日(金)

一般の部で郵送の場合、当日の消印まで有効とする。

9 審査 市に設置する選考会で入賞者を決定する。

■ポスター

沼田市小中学校教育研究会図工美術部会

■標語、作文

沼田市小中学校教育研究会国語部会

10 表彰

沼田市長賞、沼田市議会議長賞、沼田市教育長賞の3賞(各部門各1点)

※その他応募数に応じて参加賞を検討

11 表彰式

12月に各賞の表彰式を行う。

※12月13日(土)午前10時よりテラス沼田防災会議室401・402にて開催

12 展示

入選作品について展示を行う。

※令和7年12月2日(火)～12月14日(日)まで

13 その他

○テーマが明らかに違うもの、特定の企業名、商品名、TV等のキャラクターやキャッチコピーが描かれている作品は入選の対象としない。

○入選以上の作品については、沼田市ホームページにて作品と、応募者の氏名、学校名(一般の部については町名)、学年を掲載する。また、その他の報道機関等を通じて、公表する場合がある。

○応募作品の著作権は、全て主催者に帰属するものとする。(広報や計画書などでの利用)

○個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいた取扱いとする。

○一般の部は、広報、ホームページ、チラシの掲示などで募集する。

○一般の部の応募対象は、沼田市内に住所のある者、または沼田市内に通勤・通学する者とする。

○誤字や脱字、用紙規格の誤りに十分注意すること。入選の対象としない場合がある。